

R T A 認定講座お申し込みのご希望の方は、「R T A 認定講座受講規約」をお読みいただき、担当の講師に「R T A 認定講座受講申込書」に必要事項をご記入の上を提出してください。受講申込書を提出した時点で「RTA 認定講座受講規約」に同意したことになります。

**受講料金・お支払い方法に関して**

各講座の受講料金は「R T A 認定講座受講申込書」に記載の通りです。お支払い方法、期日は担当講師の指示に従ってください。

**受講登録を行ってください**

受講申し込み時に、申込者が以下の専用ページより R T A 本部に受講登録を行ってください。

<https://therapist-i.co.jp/rtastart/>

受講登録後に受講者に 8 桁の I D が発行されますので大事に控えてください。

**受講期間・受講のキャンセル・日程変更について**

受講期間は契約後原則 2 年間です。また、予定していた日の受講キャンセル、日程変更をご希望の場合は、レッスンスタートの 2 時間前までに担当講師に連絡してください。レッスン予定時間の 2 時間前までにご連絡いただかない場合、または無断キャンセルの場合は、1 時間あたりの受講料金×50%のキャンセル料金が発生します。

**退学・転校に関して**

受講生は担当講師との契約後、退学（契約解除）、または他認定講師の元へ転校することも可能です。転校をお考えの場合、以下の窓口へご相談ください。

<https://www.npo-rta.org/contact/>

**受講料金の返金に関して**

途中退学の場合、未受講分の受講料金を返金いたします。未受講分の受講料金の算出は、カリキュラム履修カードの進捗をもとに算出します。

**受講が終わったら**

担当講師の元で受講が修了したら、以下の専用ページから「講師の講評」を行ってください。

<https://www.therapist-i.co.jp/rtaentry/assessment/>

**RTA 統一認定試験の受験について**

一般社団法人日本セラピスト検定機構が開催する R T A 統一認定試験の受験料金は、受講料金には含まれておりません。受験の費用は別途 3 3 0 0 0 円/1 科目です。

**R T A 入会と合格後の活動について**

合格後、合格科目の教室活動、スクール活動を行う場合は、RTA に加入し、RTA 認定講師ライセンスを取得する必要があります。RTA への入会金は 1 0 0 0 0 円、年会費は 1 5 0 0 円/1 月です。なお、合格の連絡を受けた日から 1 ヶ月以内に入会する場合、入会金 1 0 0 0 0 円は免除されます。RTA 認定講師ライセンスの取得費用は 2 7 5 0 0 円（ライセンスは最大 3 年間有効）です。



## RTA 認定講座受講規約

このRTA認定講座受講規約（以下「本規約」といいます）は、特定非営利活動法人ロイヤルセラピスト協会（以下「RTA」といいます）の認定を受け、RTA認定講師（以下に本講座を受け持つRTA認定講師名を必ず記載すること）

### RTA 認定講師名：

（以下、「講師」といいます）が主催、運営するすべてのRTA認定講座（以下「本講座」といいます）に関する権利義務を定めるものです。本講座の受講を希望される方は、本規約の内容をよく読み、十分理解したうえで本規約に同意の上お申し込みください。本規約に同意しない場合、本講座にお申込みいただくことはできません。本講座にお申し込みいただいた時点で本規約に同意したものとみなされます。

### 第1条（受講契約の成立）

- 1 本講座の受講契約（以下「受講契約」といいます）は、次に掲げる条件を満たした場合に、講師と本講座に申込みをしたお客様（以下「申込者」といいます）との間で成立します（受講契約が成立し、その当事者となった申込者を以下「受講者」といいます）。
  - ①申込者が、RTA受講登録（<https://therapist-i.co.jp/rtastart>）の申込手続をしたこと
  - ②申込者が、支払期限までに本講座の受講料（以下「受講料」といいます）を支払ったこと
  - ③講師が、申込者による申込みを承諾したこと
  - ④申込者が、未成年者である場合、親権者その他の法定代理人の同意を得ていること
  - ⑤申込者が、暴力団員、暴力団準構成員、これらと密接な関係を有する者、その他の反社会的勢力でないこと
- 2 後に前項に定める条件を満たさないことが判明した場合、講師は、前項の申込みの承諾を取り消すことができます。
- 3 申込者は、第1項の条件を満たさず受講契約が成立しなかった場合又は前項の規定により申込の承諾を取り消された場合、第12条の規定に従い、支払済みの受講料の返金を受けることができます。

### 第2条（受講料・諸費用）

- 1 受講料は、RTAが定める講座ごとの料金表によります。なお、本講座の受講料には一般社団法人日本セラピスト検定機構が実施するRTA統一認定試験の受験料は含まれていません。
- 2 本講座を受講する際に発生する交通費・宿泊費等の諸費用は、原則として、全て受講者の負担となります。

### 第3条（受講料の支払い方法）

申込者は、前条の受講料・諸費用について、講師が指定する支払期日までに講師の指定する方法により支払うものとします。

### 第4条（ロイヤルセラピスト協会認定講師規約等の遵守）

講師は、ロイヤルセラピスト協会賛助会員規約及びロイヤルセラピスト協会認定講師規約を遵守し、誠実に本講座を主催、運営するものとします。

### 第5条（権利帰属）

- 1 受講者に提供されるテキスト、その他、本講座に関するあらゆる資料・情報（以下「本教材等」といいます）に関する著作権、その他一切の権利はRTAに帰属します。
- 2 受講者は、RTAの事前の書面に依る承諾なく、本講座を受講する目的以外の目的で本教材等を使用してはならず、かつ、本教材等を複製、改変、翻訳、譲渡、貸与、頒布、公衆送信等してはなりません。

### 第6条（授業形態）

- 1 授業の形態は、原則として、講師が指定する場所で、1名のRTA認定講師が1名の受講者に対して対面で授業を行います。なお、講師と受講者との合意により、例外的に、講師が指定する場所とは異なる場所での授業、1名のRTA認定講師が複数の受講者に対して行う授業およびZOOM等を用いたオンライン授業等を行うことができるものとします。
- 2 授業の日程は、講師と受講者との間であらかじめ協議して決定するものとします。
- 3 受講者は、授業終了後、講師の指示に従って受講履修カードに必要な事項を記入し、これを保管するものとします。

### 第7条（授業のキャンセル・日程変更等）

- 1 受講者は、やむを得ない理由により予定された授業に出席できない場合、当該授業の開始時間の2時間前までに、講師に対して、当該授業のキャンセル又は日程変更の意思表示（以下「キャンセル等の意思表示」といいます）をすることにより、当該授業をキャンセルし又は日程の変更をすることができます。
- 2 受講者が当該授業の開始時間の2時間前以降にキャンセル等の意思表示をした場合又は意思表示をせずに欠席した場合、受講者は、講師に対し、キャンセル料として1時間あたりの受講料の50%の金額（消費税別）を支払うものとします。

### 第8条（RTA統一認定試験の受験資格の取得等）

- 1 本講座のすべての課程を修了した上、所定の要件を満たした受講者のみ一般社団法人日本セラピスト検定機構が実施するRTA統一認定試験の受験資格を得ることができます。
- 2 受講者は、RTA統一認定試験のWEB試験後、実技動画試験の実施前までに、講師アセスメント制度（<http://www.therapist-i.co.jp/jcatassessment>）により講師の講評を行うものとします。

### 第9条（補講）

- 1 受講者は、次に掲げる場合には、補講を受けることができます。
  - ①受講者の学習の進度が思わしくないなどの理由により講師から補講について提案を受け、受講者がこれに承諾した場合
  - ②受講者が自ら補習を希望する場合
- 2 受講者が補講を受ける場合、講師に対し、補講時間に応じた補講料（1時間あたりの受講料×補講時間）を支払うものとします。

### 第10条（退学）

- 1 受講者は、次に掲げる場合、退学を希望する旨の書面を講師に提出することにより、退学することができます。この場合、受講者は、理由の如何を問わず、郵送又は持参により、講師から受領した本教材等（使用済みのもを含む）を速やかに講師に返却するものとします。なお受講者が郵送にて返却する場合の送料は、受講者が負担するものとします。
  - ①受講者自らが退学を希望する場合
  - ②講師がRTA認定講師ライセンスを喪失した場合であって、受講者が退学を希望する場合
- 2 第1項2号により退学する場合、講師は、受講者に対し、交付済みの本教材等がすべて返却されることを条件として、受領済みの受講料から既受講分の受講料を控除した額（以下、併せて「ライセンス喪失に伴う退学費用」といいます）を返金するものとします。
- 3 本教材等の返却があつたにもかかわらず、講師が前項の返金に応じない場合、受講生は、RTAに対し、退学に伴う費用の立替払いを求めることができるものとします。

### 第11条（転校）

- 1 受講者は、次に掲げる場合には、別のRTA認定講師の元に転校することができます。講師および受講者は、受講者が転校する場合、RTAに対して事前にその旨報告するものとします。

- ①受講者自らが転校を希望する場合
- ②講師がRTA認定講師ライセンスを喪失した場合であって、受講者が転校を希望する場合
- 2 受講者は、転校を希望する場合、RTAに対して他のRTA認定講師を紹介するよう求めることができるものとします。
- 3 第1項1号の理由により転校する場合、転校に要する費用等の負担については、講師、受講者および転校先のRTA認定講師間で協議の上決定するものとします。
- 4 第1項2号の理由により転校する場合、講師は、受講者が転校先のRTA認定講師に対して負う引き継ぎにかかる費用(=受領済みの受講料から既受講分の受講料〔=1時間あたりの受講料×授業時間〕を控除した額)および転校先のRTA認定講師における補講料(以下、併せて「ライセンス喪失に伴う転校費用」といいます)を負担するものとします。なお負担する額は、現実に受領した受講料の額を上限とします。
- 5 講師が第4項の支払いに応じない場合、受講生は、RTAに対して、転校に伴う費用の立替払いを求めることができるものとします。

### 第12条 (返金)

- 1 講師は、次に掲げる場合には、受講者に対し、交付済みの本教材等がすべて返却されることを条件として、受領済みの受講料から既受講分の受講料および事務手数料2000円を控除した額を返金します(受講契約が締結された日から以下の事由が発生するまでの期間の受講料に未納がある場合には不足分および事務手数料2000円をお支払いいただきます)。
  - ①第1条1項の条件を満たさず受講契約が成立しなかった場合
  - ②事後に講師から承諾を取消された場合
  - ③第10条1項1号に該当する場合
- 2 第1項の返金について、講師は、受講者が指定する銀行口座に振り込む方法にて速やかに支払うものとします。

### 第13条 (既受講分の受講料の算定方法)

第10条2項、第11条4項、第12条1項に規定する既受講分の受講料の算定については、受講履修カード記載の進捗状況を基準に判断するものとします。

### 第14条 (受講期間)

- 1 受講期間は、同契約が締結された日から2年間とします。
- 2 受講者は、前項の期間内にすべての授業を受講するものとします。
- 3 第1項の期間内にすべての授業を受講していない場合、受講者は、未受講分の授業時間に応じた補講料を支払うことにより、未受講分の授業を受講することができます。
- 4 第12条の規定にかかわらず、第1項の期間経過後の退学については、未受講分がある場合でも、講師は返金義務を負わないものとします。

### 第15条 (秘密保持)

受講者は、本講座の内容、その他本講座の受講を通じて知ったRTAおよび講師の技術上又は営業上の情報並びに他者の個人情報およびプライバシー情報を厳に秘密として保持し、これらの情報を使用し、又は第三者に開示又は漏洩してはなりません。

### 第16条 (禁止事項)

- 1 受講者は、次に掲げる事項を行ってはなりません。
  - ①他の受講者に対するマルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、連鎖販売取引への勧誘、宗教活動への勧誘、その他の勧誘又は営業行為
  - ②本講座の録音、録画、撮影(別途講師が許可する場合を除きます)
  - ③他の受講者に対する嫌がらせ、その他の迷惑行為
  - ④講師に対する虚偽の申告、講師の指示に反する行為、その他、本講座の運営を妨げる行為

- ⑤RTAおよび講師の著作権、商標権、その他の知的財産権を侵害する行為
- ⑥RTA、講師、他の受講者およびその他の関係者の名誉又は信用を毀損し、又は誹謗中傷する行為、その他、RTAおよび講師の活動を不当に妨害する行為
- ⑦本規約、法令又は公序良俗に反する行為
- ⑧その他、前各号に準ずる行為

- 2 受講者が前項の禁止事項に違反した場合、講師は、受講契約を解除することができます。なお、この場合、未受講分がある場合でも、講師は、返金に応じませんので、あらかじめご了承ください。

### 第17条 (譲渡禁止)

受講者は、講師が別途書面により承諾する場合を除き、受講契約に基づくいかなる権利(本講座を受講する権利を含みますが、これに限られません)も、第三者に譲渡し、又は相続させることはできません。

### 第18条 (損害賠償)

受講者は、本規約に違反したことにより、講師、他の受講者、その他の関係者に何らかの損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

### 第19条 (非保証・免責)

- 1 RTAおよび講師は、本講座について、その完全性、有用性、正確性、最新性、真実性について、明示的にも黙示的にも一切保証しません。
- 2 受講者が、講師の責めに帰すべき事由により何らかの損害を被った場合であっても、講師は、故意又は重過失による場合を除き、現実に発生した直接かつ通常の範囲内の損害について、現実に受領した受講料の額を上限として賠償する責任を負うにとどまり、間接損害、特別損害、偶発損害、遺失利益について賠償する責任を負いません。
- 3 地震、火災、その他のやむを得ない事情による授業の中止等につきましては、講師は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

### 第20条 (準拠法および管轄合意)

- 1 本規約は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。
- 2 本講座又は本規約に関する一切の紛争については、講師の主たる事務所若しくは営業所又は住所を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第21条 (協議事項)

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

### 第22条 (本規約の変更)

講師は、必要に応じていつでも本規約を変更することができるものとします。改定後の規約は、同規約がRTAのウェブサイト公開された時点で効力を生じるものとします。

附則 2022年1月1日 制定施行